

令和5年第1回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年3月8日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 一般質問（1人）

日程第 3 議案第 1号 五城目町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

日程第 5 議案第 3号 五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 6 議案第 4号 五城目町個人情報保護法施行条例制定について

日程第 7 議案第 5号 五城目町情報公開及び個人情報保護審査会条例制定について

日程第 8 議案第 6号 五城目町生活交通バス運行条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 議案第 7号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第 8号 五城目町町税条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第 9号 五城目町公益的固定資産課税免除に関する条例制定について

日程第12 議案第10号 五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第11号 五城目町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第12号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて  
・令和4年度五城目町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第15 議案第13号 令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第14号 令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第17 議案第15号 令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第18 議案第16号 令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和5年度五城目町一般会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和5年度五城目町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度五城目町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度五城目町障害認定事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度五城目町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和5年度五城目町下水道事業会計予算

## 令和5年五城目町議会3月定例会会議録

令和5年3月8日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	斎藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、議会運営委員長の報告を求めます。7番佐々木運営委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和5年3月7日、昨日午後4時55分より会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は1名欠席の5名であります。参与には議会正副議長、書記には東海林議会事務局長を指名し、会議に入りました。

協議の内容は、昨日の館岡隆議員の一般質問の内容についてであります。

質問の一部内容については、五城目町議会会議規則第58条第2項に抵触し、会議規則から逸脱した発言とみなされることから、全会一致で議事録から削除することといたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。14番

○14番（館岡隆君） 今突然58条の2項について削除しますというふうな話で、何のことかさっぱり分からないんですけれども、私は当の本人でございますから、私のこと言ったと思うんです、言ったことなってますけれども、何のこと、どういう、どれをどのようにするっていうことですか、委員長。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） お答えします。

昨日の一般質問の中で、いわゆるその中身の内容が、今回の初日の私の議運の委員長の説明の中で、私は、陳情に対して、それは委員会付託はないということで説明をしました。それにもかかわらず、それを昨日の発言の中で用いたという、これはいわゆるその58条の第2項、その要旨を文書で通告しなければならない。そして、五城目町の議会の運営に関する基準、第2節の68、一般質問については、通告にあたっては質問の内容を具体的にしなければならないということになっております。ですから、昨日の発言は、私は大きく逸脱したということで、議運の中でそういう決定がなされたというこ

とでございます。

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） いや、私の質問のどこがどっからどこまで何が悪いの。その陳情の件については、ただ例に入れただけでね、それを審査するとかしないとかって言うてないでしょう。ただあがったことは確かですから。我々にも配られてるでしょう。それについて、それのどこだけ取るの。それとも何、私の発言を全部だめにするってことなの。どうなんですか。開かれた議会でそういうふうな、裏でそういうふうなことやっていいんですか、大体。だって、まず言わせてもらえば、議長やってる行為はそのとおりでしょう。皆さんが普段言うてるでしょう。そのことを言うてるのに、何、プーチンとウクライナみたいなもんでしょう。攻めてるほうがプロパガンダで、国民には私ども正しいんだって、攻められてるってことを言うて、プーチンの支持率80%ですよ。考えられないでしょう。まともな人間が100万人ほどロシアから出てるんですよ。そういう状況なのにも、まあ一言でその中変わるっていうことですよ。本人がそういうことやってるのに、それを棚に上げて私の発言をだめにするってこと何事ですか。こんなことありますか。どこが悪いんですか。どの部分取るんですか。言ってください。

○議長（石川交三君） 佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） また申し上げますけども、いわゆる通告してない、そしてその関連質問は許可できないということになっております。ですから、先ほど申し述べたとおり、大きく会議規則から逸脱したというふうにみなされることから、議事録から削除ということでございます。

（「だからどこを削除するの。どこを、全部か。それ聞いてるんだ」の声あり）

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） 私を弾劾するようにかかっているようだけでも、どこの部分を削除するんですかって。それ、どれが気に入らなかつたんですか。どれが悪かつたんですか。一般質問の機会は1年に4回しかありませんよ。それも今まではみんな若い方々がやってきましたから、私は1年に1回ですよ。その機会の中でお話しさせてもらったことを削除するなんて、とんでもない話ですよ。一般的にみんなそう言うてるでしょう。職員だって黙っているけれども、そうなんですよ。町長と議長があまりにも親密関係にあるから断れないから断ってないんですよ。そういうことでしょう。それ本当のこと言うてなぜ

悪いんですか。開かれた議会でしょう。それが、あなたの立場でそういうこと私に言うんだけれども、あなただって本来であれば、いやうまくないなと思ってるでしょう。職員の執務中にね。それをその削除って、どこか何を削除するかも言わないで削除しますって、私の一般質問をないものにするってこと言ってるんですか。

議長、いや、これはちょっとやり過ぎじゃないですか。いやいや悪いけれども、国会議員のガーシーってのがいるでしょう、参議院に上がったのが。とんでもないやつ。あれこそトルコ行ってまだ来ないでしょう。今日、昨日来ることになってたの来ないでしょう。それでも国会議員ですよ。そんなの、一言そのこと気にさわったかもしれないけれども、そのことオープンに言って何が悪いんですか。それを議会で言えないなんてとんでもない話ですよ。隠れて言うより堂々と言われてもらったほうがいいでしょう。

で、私の通告はかけ離れておたって、こういう言い方しますけれども、町長の18年間の業績に対しては、やっぱり難儀されたこと言ってるでしょう。続いて職員との関係どうなってるかと。職員の悩みとか問題とか課題とか適切に配慮してるかっていうことを言ってるでしょう。その何が、そのぐらい広がって何が悪いんですか。書かれた教科書、シナリオ合わせしてね、学芸会みたいなことやっていいんですか。男が、大人がこういうふうな話できる、この議会の中でオープンにしゃべって、どこが悪いんですか。それを止めるなんて話、いやいやいや、芝居でもあるまいし、シナリオ合わせなんかできないですよ。だから何でこの、何で一問一答になったかっていうとそういうことでしょう。今までの一般質問だとシナリオ合わせになって学芸会方式になってしまうと。だから一問一答してこの形にしましょうということで、わざわざ向き合った演壇をつくったでしょう。その流れできて堂々とものを話してるのに、それを消せなんていったら何の話だ。誰がそれ招集してかけたの。運営委員長がやったのか。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） もう一度申し上げます。

昨日の一般質問は、いわゆる通告になかったことが出されております。ですから、会議規則に違反するというこの一点しかございません。ただそれはどの部分を指すかということですが、要するに庁舎内における職員の政党機関紙の勧誘、配達、集金を自粛するよう求める陳情書があがってあったわけですよ。それに対して月曜日、私は委員長報告で運営委員会における会議の内容を報告しました。その時は、全会異議がありませんでした。したがって、そのことを一般質問で取り上げるということは、通告がない、さ

らにそれを取り上げるということは、これはやっぱり規則に違反という判断でございます。

以上。

(「議長、最後」の声あり)

○議長(石川交三君) もう3回なっておりますが。

(発言する者あり)

○議長(石川交三君) 14番

○14番(舘岡隆君) 陳情書をあがってきたのを見たのは、私、当日開会の日だけです。陳情書来たのを何にも知らないで開いたら入っておった。あなたが委員長報告したかもしれない。異議なしって言ったのもそのとおり。異議なしでした。何も、ただたままたまそれが入ってきたことについて、ただそのことを正当化してもの言ったわけじゃなくて、一般的にみんなこうなってるって話をしてるんですよ、これはね。だからどの部分を指して、あなたは何を抜けばどうなるんですか。あなたって昨日の会議の中で。僕の質問を全部消すってことなの。どうなの。存在を消すってことなの。私がいなくなればいいってこと言ってるのか。何を言ってるの。そうですよ。いや、人の話って、いやいや、君が、君がどこの部分を私のその発言に対して消すことなの。そこだけ取ればいいだけ。その部分だけ。何センチ、1センチ、何字。その質問全部について。例えば赤旗についてしゃべったこと全部消すってこと言ってるのか。いや、そんなの議長、あなたの権力のね、議長としてのね、議会の代表である議長としてのね、同じ仲間の同僚ですよ。同僚ですよ。同僚の議員の発言を消すなんて、とんでもないこと考えてるんだな。それは都合悪かったからって。そういうことでないでしょう。議会を開かれて町民の代表として、町民の代表に、町民の言葉として私やってることでしょう。それをなぜ消せなきゃいけないんですか。議事録から消す。とんでもない。そんなの。

それと、私の通告してあることがかけ離れておたって、とんでもない話。全部意味してるんですよ、悪いけれど。全部つながってるんですよ。確かにまあ言葉短かったかもしれないけども、どうやって届けばいいんですか、じゃあ。思うこと全部書いて、学会会のようにこうこうお話ししますから、こうこうこう答えてくださいって、そんなことはないでしょう。18年間の町長のこの重大な任務になってきた、力をつけてきた町長に対してものを言ってるんですから、議会は弱いでしょう。13人しかいないけど、13人分の1どころじゃない。100分の1ですよ、町長に対して。町長に対してもの



を言うってことはそういうことですよ。私は赤旗に対して昨日それ取り上げたけども、赤旗に対して言ったことはね、町長がご存じか、ご存じでないかっていうことを聞いたでしょう。あと、じゃあどこ消すの。消すところないでしょう。

○議長（石川交三君） 運営委員長報告に対する質疑はほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。14番館岡隆議員の一般質問での発言で、既に議会で取り扱いについて決定した陳情に関する内容を含み、かつ通告外の発言については、この際、討論省略の上、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり、

14番館岡隆議員の一般質問における、既に議会で取り扱いについて決定した陳情に関する内容を含み、かつ通告外の発言については、議事録より削除することと決します。

これより一般質問を行います。

8番畑澤洋子議員の発言を許します。8番畑澤洋子議員

○8番（畑澤洋子君） おはようございます。一番最後のバッターとして頑張らせていただきます。

昨年の2月にロシアがウクライナに侵攻してから1年が過ぎました。しかし、いまだ続いています。一方、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験を何度も何度も繰り返し行い、日本海ではミサイルを持つ中国の潜水艦の往来が頻繁にあるというニュースもあります。核を持つこれらの3つの国々に囲まれた日本を取り巻く状況は、大変に厳しいものになっています。唯一の被爆国としての、世界に向けて何か日本から平和に関する発信をしていかなければいけない、そのように思いますけれども、今まだ真ただ中という、いつ終わるか分からない混乱の中にいますので、本当に慎重な国際的な対応をしていかなければいけない時期となっております。

また、国内に目を向ければ、3年に及ぶコロナとの執拗な闘いを経て、ようやく暁が見え始めた感があります。様々な行事、識者による講演、コンサート、学校の式典と行事、地域の集まりなど、少しずつ外出の機会も増えていきます。政府は、5月8日にコロナの感染症法上の位置付けを2類相当から5類に引き下げると決定しました。1類の最高位からは、一番最初にエボラ出血熱というものがあまして、それからだんだん5

類に下がってきて一番最後のところに風疹や麻疹がある。こういう法上の位置付けなんですけれども、この中の5類の一番最下のほうの真ん中辺に今度来るといふ、そういう状況になりました。分かりやすく言えば、医療の力で闘える病気になったということだと思います。これは歴史的な快挙だと私は思っています。

今後のワクチン接種について、厚労省部会は公費負担を了承しました。詳しいスケジュール等は今後発表されますが、65歳以上の高齢者と基礎疾患を持つ人を対象に5月から8月にかけて、その他の全世代については9月から12月にかけて接種する、そのような方向を決めております。まだまだ職員の皆様には忙しい思いをさせていただきますけれども、どうかよろしく願いいたします。

はじめに、子育て応援トータルプランを受けてということで質問します。

少子化は、コロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもを巡る状況は深刻です。こうした状況を重く受け止め、公明党では、誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置付けて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。今年4月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設立されます。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進める時だと思います。子どもを育てるなら五城目町で、そのような思いで取り組んでいきたいと思っております。

ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について。

このたび妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と、妊娠・出産時に計10万円相当を支給する財源が確保されました。前回の一般質問の時に、私は、出産前から3歳くらいまでの支援があまりにも少ないことを挙げ、伴走型支援に期待していると話しましたが、ただお金をいただいただけでは本質的な改善はできません。この10万円をどう使うか。産後3か月までの肉体的・精神的苦痛を和らげるために産後ステイに使うか。産前産後ヘルパーに自宅に来てもらい、家事手伝い、食事の支度などしてもらうか。また、家庭内のことにとどまらず、医学的にも精神的にも支援できる産後ドゥーラをお願いするか。多角的な人材がこの後必要となってきます。そうなると、子育て環境が整い、出産は五城目町でとの評価も高まります。

当町において、ゼロ歳児見守り訪問事業の展開について、具体的にどのように進めよ

うとしているのか伺います。

- 議長（石川交三君） 畑澤議員、マスク取っても構いませんが、よろしいですか。
- 8番（畑澤洋子君） せきが出るんで時々。ちょっと皆さんのために、申し訳ないです。
- 議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長
- 町長（渡邊彦兵衛君） 8番畑澤議員のご質問にお答えいたします。

全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備の一環として、五城目町でも伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施を2月からスタートしております。産後間もない乳児の育児見守り支援といたしましては、産前・産後サポート事業により、妊娠期から出産・産後の不安や悩みをアンケートや面談を通して必要なサービスや支援に結びつけるサポートをしております。また、妊婦健診受診票には産後の母乳育児相談券が3回分綴られておりまして、希望者は助産師による訪問指導を受けることができます。さらに、産後安心して子育てができるよう、産後ケア事業により産後間もない母親と乳児の心身のケアが宿泊型、通所型、訪問型で選択して利用できる支援体制を整えております。従来から実施しております乳児全戸訪問事業でも、保健師や助産師による訪問を実施し、乳児や母親の心身の状況や育児環境を把握することで育児の孤立や乳児の発育を見守っています。

このように、産前産後にわたって重層的な育児支援の実施により母子保健事業の充実を図ってきましたが、ゼロ歳以降につきましても乳幼児健診事業の充実を図るなど、健やかな育児をサポートする体制を整えてまいります。

以上でございます。

- 議長（石川交三君） 8番畑澤議員
- 8番（畑澤洋子君） 赤ちゃんはとにかく泣くもので、24時間関係なくどんな時でも泣いて、泣きやまない。それがどんどん出産後の母親を苦しめるというか悩ませるといえるか、そういう孤立状態の人が結構いらっしゃると思います。私は姑がいましたけれども、やはり同じ家庭内で自分以外の人がいっぱいいろいろこう手を貸してくれる、また、夜中に赤ちゃんが泣いた時に、一緒に同室にいる夫がうるさかって声を出したりした時に、1回離婚してやるっていうまで思いました。その時に、私一人だけの子どもではないはずだと思いながらも、やはり母乳を出す自分がみななければいけないんだという、そういうことで一時ちょっと鬱傾向もありましたけれども、そういうのを乗り越えて今とにかくその実家の方が近所にいないとか、嫁ぎ先の親も近所にいないとか、そ

ういう方々の子育てを見ていると、非常にその人の顔色を見ながら、笑顔を見ながら気にしている、そういう毎日を繰り返しておりますけれども、ぜひとも今おっしゃったことを、とにかく頻回に、相談券3枚なんて言わないでください。もう1冊でもあげてくださいというぐらいの気持ちでやっていってほしいと思います。

そして、以前にも一般質問で提案したことがありますが、この産後ドゥーラですけれども、見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子どもと親の日常を守るために家事支援などこういう必要なケースが予想されます。産後のお母さんのご自宅に伺って、家事からお子様の世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する支援員、産後ドゥーラと申しますけれども、この育成や確保するということが非常に大事だと思います。運よく産後ドゥーラの資格を持つ人が地域おこし協力隊員として来てくれるとか、そういう夢みたいなことは早々ありませんけれども、そこで地元の方々から家事支援などのこの資格を取るための支援制度の創設、これを作れば、若い人たちの中でそういう職業をやってみたいというそういう立候補者も出てくる可能性もありますので、そういうのも有意義と考えますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

安心して子どもを産み育てやすい環境をどのように作るか大切なのは、妊娠期から母親や家族に寄り添い、サポートしていくことに尽きます。見守り訪問後のサポートとしては、家事支援として社会福祉協議会の子育て支援生活援助事業がありますが、利用実績はないようでございます。

産後ドゥーラは、育児と家事支援の両方ができる資格ですが、一般社団法人ドゥーラ協会が主催する養成講座の受講には、研修費も含めまして42万円程度の自己負担が生じます。今後、経済的支援につきましては、受講希望者や支援を必要とする家庭のニーズを把握した上で検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ぜひ前向きによりしくお願いいたします。

次に、部活の地域移行は「子どものため」ということを最優先にということでお伺いします。

公立中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる「地域移行」が、今年度から段階的に始まります。政府は25年度までの3年間に改革集中期間と位置付けて移行を進め、将来は平日の指導も地域に委ねることを目指すとしています。部活動のあり方を大きく転換するものであり、学校や移転先だけでなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら丁寧に進める必要があると思います。

地域移行が求められる背景の一つに、教員の長時間労働が深刻化しており、働き方改革が求められています。この他、少子化に伴う部員の減少により学校ごとの部活運営が困難になりつつあるという現状も、地域移行の必要性を高める要因となっています。

部活動には、スポーツや文化活動を通じて子どもたちの健やかな成長を促すという役割がありますが、地域移行には解決すべき課題も多いと思います。具体的には、受け皿となる適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのか。2つ目に、部活動の事故について、誰が責任を持つのか。3つ目に、民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担のあり方などが挙げられます。本町においても様々な課題があってもスポーツや文化に親しめる機会を確保できるよう、子どものために最優先に対策を考えていただきたいと思います。

中学校の休日部活動の地域移行をどのように推進していくのか。

また、2つ目の質問を一緒にして、平成29年度に学校教育法で制度化された部活動指導員の導入及び配置について、どのような現状にあるのか伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 8番畑澤洋子議員のご質問にお答えいたします。

部活動は、生徒のスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するとともに、自主的・主体的な参加による活動を通して責任感・連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与する意義ある活動であると考えております。一方、経験がない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな負担となっていることも事実であります。

こうした現状を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保し、また、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ることを目指すために部活動の地域移行等に向けた取り組みを行うことを、令和5年度から7年度までの間に改革推進期間として文部科学省が打ち出しております。

国の動向を踏まえ、南秋町村教育長連絡協議会において、来年度以降の部活動のあり方について協議・検討を重ねているところではありますが、令和5年度は3町1村で足並みを揃え、部活動の土日の指導をできるだけ外部指導者などに任せることとしております。また、既に地域クラブとして活動している種目については、これまで同様、主催する団体が指導することとしております。

町教育委員会としては、教員の働き方改革を進める必要があることから、土日に行う部活動の指導者を教育委員会で委嘱し、指導していただくこととしております。活動場所としては、平日と部活動と同様に学校施設などを利用した活動を継続していくことで、生徒たちには今までどおりの活動ができるよう配慮しております。

今後については、本格的な地域移行に備え、部活動の加入状況、地域の受け入れ態勢などを把握し、学校、保護者、地域と協議を重ねるとともに、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識のもと、地域の実情に応じたスポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を図ってまいります。

そこで、畑澤議員から改革集中期間ということでお話がありましたが、その後いろいろな市町村、団体からいろいろ要望が出されて、集中期間という言葉から改革推進期間というふうに改められておりますので、ご承知おきください。

続いて、学校教育法で定められた部活動指導員のことについてお答えいたします。

文部科学省が打ち出した部活動の改革については、地域移行と併せて部活動指導員の導入も支援することとしております。五城目町教育委員会としては、部活動の指導に関して、地域の子どもたちは地域で育てるという意識のもと、当分の間、競技経験や指導資格を持つ地域の指導者の協力を得て、地域移行を目指していきたいと考えているところであります。

今後、少子化により学校や近隣町村単独では活動が困難となることも予想されることから、子どもたちのニーズに応えるためにも、広域的な部活動運営を考える必要があると考えております。地域移行に際しては様々な課題が考えられますが、指導者の確保も課題になるというふうに思っております。今後、教員の兼職・兼業も含めて、指導者について各団体と協議し、活動の環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） 部活動指導員というのを長年やっているところがいまして、この

方は仕事の定年後はほとんど毎日のようにお手伝いに行っている方なんですけれども、この方が一番最後に言った言葉は、耳にこう残ってしまったっていうか、今のこの公立小・中学校はブラック企業の最たるものだっていうことを言われまして、教員になりたいくてなった人、また、自分の娘、息子が教員だっていうことを誇りに思っておられる方、そういう方々を思い出しました。本当に大変な中、仕事をしているんだっていう、これは部活動を進めていく上でも非常にやっぱり大事なことです、教員の職場の改革等も併せて頑張っていたいただければ大変にうれしいです。よろしくお願いいたします。

高齢者に補聴器購入費の助成をということでお願いします。

はじめに、障害者手帳をお持ちの方には補聴器への障害助成がありますが、今回の質問では、手帳を持たない方のための補聴器への助成のことを伺います。言葉足らずでしたけれども、申し訳ありませんでした。

2年後の2025年に団塊の世代が75歳以上になります。そうすると、全人口の14.7%、1,860万人が後期高齢者というふうになります。4人に1人が75歳以上になると聞いても、それがどんな状態なのか経験がないので分かりませんが、今以上に加齢による難聴が増えることが予想されます。外見からは見えづらい。そして周囲の人からは理解されにくいという側面があるため、日常生活に不便を生じてくるだけでなく、社会活動やコミュニケーションの減少が危惧されます。現在70歳代では、男性の5人に1人、女性の10人に1人が日常生活に支障を来すほどの難聴を抱えており、そのままにしておくと、会話や社会的交流が減少していき、鬱や無気力、認知機能の低下につながる恐れがあります。補聴器を使うことで一部の認知機能低下を防ぎ、認知症予防に一定の効果が期待できるということで、難聴に関する社会的な啓発も重要だと思っております。それほど困っていないといいながらも、耳鼻科になかなか行かない人がたくさんいらっしゃいます。話しかけると「聞こえねして」とか言いますが、耳鼻科に行ったことあるかと聞くと、行ってないというそういう人がほとんどです。難聴を放置しているっていうことは、その放置している間にだんだんと認知機能が低下してフレイルが進行していく。そういうことを幅広い世代の人に知ってもらいたいと、そういう必要があると思っております。

厚労省が2020年度、3年前の調査によると、難聴の高齢者向けに補聴器の購入助成を行っている自治体は3.8%と低かったということです。実施していない自治体からは、財源の確保が難しいといった回答が目立ったそうです。こうした中で、神奈川

県相模原市は、自治体における介護予防などを幅広く支援する、国の保険者機能強化推進交付金を活用して財源を確保し、そして市の介護予防事業と連動する形で、昨年7月から住民税非課税世帯の65歳以上の市民を対象に2万円を上限に補聴器の購入費を助成したということでした。高齢化が進む当町においても、一定数の加齢性難聴者がいるものと考えられます。加齢による聞こえにくさは徐々に進んで、自分では気づかないうちに難聴に進行してしまうということもありますので、適切な時期に自分に合った補聴器の使用に結びつくような早期発見の取り組みが必要と考えます。

秋田県では、難聴児の補聴器購入助成事業を実施していますが、これは身体障害者手帳の交付対象にならない子どもの軽度・中等度の聴覚障害児を対象にしています。検索してみますと、秋田県ではこのぐらいの助成があるという。でも、高齢者に関するものはどこにもありませんでした。

そこで、質問ですけれども、高齢者の難聴に関する課題と町の取り組みについてお伺いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

当町におきましては、聴覚障害がある身体障害者手帳をお持ちの方を対象として、補聴器の購入や修理のために必要な補装具費の支給を行っております。自己負担額は原則1割ですが、申請する方の世帯の所得額などによって負担上限額が定められております。過去3年で補装具費の支給を受けられた方は、補聴器の新規購入者が5名、修理をされた方が17名おります。また、介護保険の本年度における保険者機能強化推進交付金につきましては、生活支援体制整備事業にかかる生活支援コーディネーターの配置や要支援認定者の介護予防マネジメント業務といった地域づくりと介護予防に重点を置いた施策に活用しているところでございます。

身体障害者手帳をお持ちでない方の補聴器購入支援につきましては、補聴器を使用することにより聞き取りがよくなることで高齢者の活発な交流が図られるなど、意欲の向上につながることも考えられます。令和6年度から第9期介護保険事業計画が始まりますが、策定を進めていく中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ありがとうございます。なかなか自分に合う補聴器を見つけると



いうのは大変な作業でして、耳鼻科の先生に見てもらって、ある程度の検査結果を持っていきながら買う分にはいいんですけども、大抵の皆さんはテレビとかネットで見て購入して、これも合わない、あれも合わないと、何台も補聴器を購入している、そういう方もたくさんいらっしゃいます。ぜひそういう支援ができていけば本当に素晴らしいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

補聴器の購入費の助成に関してですけども、一度に伺えばよかったですね。すみません。2つに分けちゃったんで、追加なければそのままでいいです。結構です。はい。いいですか。すみません。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） すみません、もう一度繰り返して答弁させていただきます。

令和6年度から第9期介護保険事業計画が始まりますが、策定を進めていく中で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ありがとうございます。

次に、行政の効率化で「書かない窓口」の推進をということでお願いします。

職員の聞き取りやマイナンバーカードの活用で、自治体窓口で申請書類を記入せず簡単に手続きができる「書かない窓口」は、デジタル技術の活用により行政業務の効率化で利便性を高め、サービスの向上になります。実際に北海道北見市や埼玉県越谷市など導入自治体では、利用者と職員双方の負担が軽減するなど好評なようです。今後、自治体ごとに異なる情報システムを統一・標準化し、国、自治体の共通基盤、ガバメントクラウドというのだそうですけれども、この活用を加速させて業務の効率化やコストの削減、災害時の行政機能の維持を図っていくというようです。

書かない窓口っていうのは、体制が整うまで待たなくても、当町では、ある程度書けなかったり聞こえない人には手助けして今現在やられているようですけども、これを全面的に「書かない窓口」と表示してサービスに努めていったらいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

窓口業務の改善につきましては、来庁者と職員それぞれにメリットが必要であると考

えております。デジタル庁では、書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口を実現することで、自治体窓口の誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現を目指しており、業務改革とシステム活用による窓口DXについて、先行自治体の取り組み事例を公表し、推進しているところであります。

また、政府共通のクラウドサービスの利用環境でありますガバメントクラウド上に複数事業者による窓口DXに資する機能、アプリケーションを提供し、地方自治体はその機能を選択して利用できることで、自治体窓口DXに取り組みやすくなる環境の提供を目指しております。

町では、窓口DXとマイナンバーカードの利用拡大を促進するべく、令和5年度においてデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、住民票や戸籍などの各種証明書などの申請書をマイナンバーカードを利用して簡単に作成できる、マイナンバーカード対応記帳台の導入を予定しておりまして、引き続き国の動向を注視いたしまして、窓口DXに取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 8番畑澤議員

○8番（畑澤洋子君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（石川交三君） 8番畑澤洋子議員の一般質問は終了いたしました。

議案上程に入る前に若干休憩を、5分ほど休憩いたします。

午前10時51分 休憩

.....  
午前10時57分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

次に、日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第1号、五城目町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第1号、五城目町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年9月に策定した「五城目町過疎地域持続的発展計画」の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、令和3年9月に策定した五城目町過疎地域持続的発展計画における基本方針等について、令和4年3月に策定した五城目町総合発展計画との整合性を図るため、本文の変更及び新たに本計画への事業の追加をするものであります。

なお、本変更は、令和5年1月30日付けで秋田県知事の同意を得た内容となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、安全計画の策定義務付け及びバスの安全管理の規定並びに懲戒権に関する規定を削除するため、関係条例3件の整備に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、22ページお願いします。第1条で五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、23ページの中段になりますが、第2条で五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、24ページ下段ですが、第3条で五城目町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正と、条例3件を改正するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第2号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第3号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第3号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、町の選挙における立候補にかかる環境改善を図ることを目的に選挙公営の対象を拡大するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、最近における物価の変動に鑑み、選挙公営限度額を引き上げるもので、選挙運動用自動車の使用につきましては、自動車の借り入れ額の1日当たりの単価を現行の「1万5,800円」から300円引き上げ「1万6,100円」、燃料費につきましては、現行の「7,560円」から140円引き上げ「7,700円」、選挙運動用ビラの作成につきましては、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行の「7円51銭」から22銭引き上げ「7円73銭」、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を現行の「525円6銭」から16円25銭引き上げ「541円31銭」、選挙運動用ポスターの企画費として、現行の「31万500円」から5,750円の引き上げ「31万6,250円」となっております。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第3号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第4号、五城目町個人情報保護法施行条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案第4号、五城目町個人情報保護法施行条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、施行に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものであります。

当該条例は、28ページになりますが、第1条に趣旨、第2条が定義、第3条が手数料等に関する規定、第4条が本人の委任による代理人からの開示請求等にかかる措置に関する規定、第5条が審査会への諮問に関する規定、29ページになりますが、第6条が委任に関する規定となっております。また、附則第2条において、五城目町個人情報保護条例を廃止しております。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第4号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第5号、五城目町情報公開及び個人情報保護審査会条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第5号、五城目町情報公開及び個人情報保護審査会条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保し、実施機関の諮問に応じて調査審議する「五城目町情報公開及び個人情報保護審査会」を設置するため、当該条例を制定するものであります。

当該条例は、31ページ、第1条は設置、第2条が所掌事務、第3条が組織に関する規定、32ページ、第4条が審査会の調査権限に関する規定、第5条が意見の陳述等に関する規定、第6条が意見書等の提出に関する規定、33ページ、第7条が提出資料の写しの送付等に関する規定、第8条が審査審議の会議の非公開に関する規定、第9条が答申書の送付等の規定、第10条が委任に関する規定となっております。34ページ、また、附則第2条において、五城目町情報公開条例の一部を改正し、附則第6条において、五城目町附属機関設置条例の一部を改正しております。

なお、施行期日は、34ページ上段になりますが、附則第1条において、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第5号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第6号、五城目町生活交通バス運行条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第6号、五城目町生活交通バス運行条例の一部を改正する

条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、乗合タクシーにおける利用者の利便性を図る目的で、利用方法及び利用料の徴収方法を変更することから、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、生活交通バスの利用にあたり条件付きで未登録者の利用を許可すること、また、利用料について、乗車券での支払いから現金での支払いへ変更するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第6号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年年齢経過措置期間中における早期退職募集対象年齢の経過措置を規定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、定年年齢の引き上げに伴い、定年年齢の経過措置期間中における早期退職募集対象年齢の経過措置を規定するものとなっております。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第7号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第8号、五城目町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第8号、五城目町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町税の減免申請の提出期限を緩和するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、納税者の利便性の向上を図るため、町民税、固定資産税、軽自動車等の種別割、身体障害者等に対する軽自動車等の種別割、特別土地保有税並びに国民健康保険税の減免申請書の提出期限を「納期限前7日」から「納期限」までと緩和するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第8号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第9号、五城目町公益的固定資産課税免除に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長



○副町長（武田和栄君） 議案第9号、五城目町公益的固定資産課税免除に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町及び町内会が設置又は管理している消防施設並びに集会所等において、公益上その他の事由により固定資産税の課税を免除するものの範囲を定めるため、当該条例を制定するものであります。

当該条例は、43ページになりますが、第1条は目的、第2条は範囲、第3条が課税免除の取消しに関する規定となっております。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第9号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第10号、五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第10号、五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、出産育児一時金の支給額の引き上げについて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の「42万円」から「50万円」に引き上げるものであります。また、国民健康保険の一部改正により、当該箇所を引用している条項について、条項ずれを解消するため、併せて改正するものです。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第10号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第11号、五城目町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第11号、五城目町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料単価が変更になることから、当該条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、道路占用料について、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額とするものであります。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第6号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年度五城目町一般会計、除雪事業において不足が見込まれることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月8日付けをもって令和4年度五城目町一般会計補正予算（第6号）として専決処分をさせていただいたものであります。

令和5年2月8日、町長専決処分補正予算書1ページをご覧ください。

補正額は歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億568万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。10番石井議員

○10番（石井光雅君） ちょっと伺いますけれども、今現在、除雪事業費をどのくらい消化しておりますか。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 石井議員にお答えいたします。

3月2日時点での除雪委託料に関しましては、8,177万1,909円となっております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第12号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）、

提案理由をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

本案は、主に事業費の実績見込みや精算による補正であります。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ3億1,176万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を69億9,391万8,000円とするものであります。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費。令和4年度予算を翌年度に繰り越す繰越明許費は第2表のとおり5件の事業でございます。

事業の内容につきましては、歳出においてご説明を申し上げます。

次に、第3表、債務負担行為補正。翌年度以降にわたる債務負担行為の補正は、第3表のとおり1件で、10月20日の臨時議会で予算補正をいただいた農業経営等再開支援事業費補助金について債務負担行為を設定するものであります。

7ページをお願いします。

第4表、地方債補正。地方債の補正は、第4表のとおりで、事業費の確定に伴う変更となっております。

補正の主な内容についてご説明申し上げますが、事業費の確定や精算または実績見込みによる補正については、説明を簡略化または割愛させていただくこととしておりますので、よろしくご了承願いたいと思います。

歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

はじめに、町税の補正です。

12ページ、町民税1目個人495万5,000円の減額、2目法人1,190万円の増額補正は、法人税割の実績による補正であります。

14ページ、1款2項1目固定資産税100万円の減額は、これも調定実績による補正であります。

16ページをお願いします。1款3項軽自動車税1目種別割15万円の減額、2目環境性能割15万3,000円の減額は、環境性能割交付金の実績による補正であります。

18ページ、1款4項1目市町村たばこ税は、実績見込みにより従量割518万9,000円の増額補正であります。

20ページ、1款5項1目入湯税、実績により69万3,000円の増額。

22ページ、3項1項1目利子割交付金17万6,000円の減額。

そして次に 24 ページ、4 款 1 項 1 目配当割交付金 95 万 9,000 円の増額。

26 ページ、5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 119 万 8,000 円の増額。

28 ページ、6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 23 万 2,000 円の増額であります。

30 ページ、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 2,227 万 1,000 円の増額は、交付見込みによる補正であります。

32 ページ、8 款 1 項 1 目環境性能割交付金、交付額決定に伴い 18 万 6,000 円の減額補正であります。

34 ページ、10 款 1 項 1 目地方交付税 1 節 01 普通交付税は、交付決定額のうち歳出に見合う財源として 5,356 万 3,000 円を増額するものであります。

36 ページ、12 款 1 項 1 目災害復旧費分担金 207 万 3,000 円の減額、2 目農業費分担金 7 万円の増額。

38 ページ、12 款 2 項 1 目民生費負担金、40 ページ、13 款 1 項使用料、下段の計の欄になりますが、295 万 8,000 円の減額であります。

42 ページ、13 款 2 項手数料 40 万 3,000 円の減額。

44 ページ、14 款 1 項国庫負担金は、実績見込みによる補正で、なお、44 ページ・45 ページ中、3 目災害復旧費国庫負担金 1 節 04 と 05 の現年農地農業用施設・林道施設災害復旧事業につきましては、査定設計委託費分についても負担金が交付されることに伴い、増額補正で、04、752 万 7,000 円、05、1,931 万 7,000 円の補正であります。また、その下になりますが、1 節 52 の現年林道施設災害復旧費負担金（繰越）は、林道施設について繰越事業として実施するため、1 億 5,702 万 6,000 円の増額補正であります。

続いて 46 ページ、14 款 2 項 4 目 1 節 51 社会資本整備総合交付金、地方道路整備事業（繰越金）については、五城目橋・樺太橋の補修工事、除雪ローダー購入が繰越事業となることに伴い、4,733 万 6,000 円の増額補正であります。同じく 7 目災害復旧費国庫補助金 1 節 01 査定設計委託費等補助金は、公共土木施設災害復旧事業について、査定設計委託費分についても補助金対象となることに伴い、765 万 9,000 円の増額補正となっております。

48 ページ、15 款 1 項県負担金、それに 50 ページ、15 款 2 項県補助金、52 ページ、15 款 3 項委託金は、実績見込みによる補正であります。

54 ページの 16 款 1 項 2 目利子及び配当金 2 節基金利子収入 29 万 5,000 円の

増額は、各種基金の定期預金等による運用益を計上したものであります。

56ページ、同じく16款2項5目分収金収入1節01官行造林等分収金（農林振興課分）、これは内川浅見内の大場、官行造林と馬場目保呂瀬周辺の分収造林の分担金で、2,165万9,000円の増額補正するものであります。

58ページ、17款1項1目寄附金は、ふるさと納税寄附金等の実績見込みによる補正。

60ページ、18款1項1目特別会計繰入金1節01特別会計繰入金456万1,000円の減額は、国民健康保険特別会計より健診事業の精算金として計上したものであります。

62ページ、18款2項1目1節01財政調整基金繰入金1億5,836万5,000円の減額は、歳入歳出の収支調整として計上したものであります。同じく7目1節01ふるさと愛郷基金繰入金1,225万円の増額は、充当事業への繰り入れとして計上したものであります。同じく10目1節01森林環境譲与税基金繰入金1,129万5,000円の減額は、充当事業の精算見込みによる補正であります。

64ページ、20款1項1目延滞金1節01延滞金6万8,000円の増額は、実績見込みによる補正であります。

66ページ、20款2項1目町預金利子1節01預金利子4万2,000円の増額は、町預金利子の実績見込みによる補正であります。

68ページ、20款6項雑入、いずれも精算見込み、または実績見込みの補正であります。6目1節06農林振興課分81万3,000円の増額は、千代田区との脱炭素社会連携協定に基づく森林整備分担金であります。

70ページ、21款1項町債、いずれも事業費確定に伴う精算、または国の補正予算による繰越事業などに伴い、翌年度へ繰り越すための補正となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳入同様、事務事業費の精算または実績見込みによる補正につきましては、説明を簡略化または割愛させていただくこととしますので、ご了承を賜りたいと思います。

78ページをお願いします。2款1項6目企画費0007ふるさと納税の24節01ふるさと愛郷基金積立金は、寄附金の実績見込みにより、積み立て分として1,194万円を計上しております。

80ページ、2款1項11目諸費0001まちづくり課関係は、五城目町生活バス路

線維持費補助金交付金要綱に基づき、赤字バス路線に対する補助金として19万円を計上しております。

82ページ、11目0004健康福祉課関係は、22節障害者自立支援給付費等の過年度国県支出金の精算に伴う返還金として、合計7件、2,180万9,000円を計上しております。

ページ飛びますけれども、116ページをお願いします。6款1項5目農地費0001農地費一般の18節01秋田県土地改良事業団連合会負担金は、山内地区のため池整備にかかる特別賦課金として5万円を計上したものであります。同じく5目0053農地集積加速化基盤整備事業繰越2,120万5,000円の増額は、高岳地区ほ場整備事業に対する町の負担金ですが、国の補正予算による県営事業の繰越等に伴い、翌年度に繰り越すものであります。同じく5目0054ため池等整備事業（繰越）720万9,000円の増額は、身ノ淵地区、山内地区及び真崎堰地区の県営ため池等整備事業に対する町の負担金ですが、県営事業の繰越による翌年度に繰り越すものであります。同じく5目0055県営土地改良事業（繰越）335万5,000円の増額は、今戸地区、八郎潟一地区の土地改良事業に対する町の負担金ですが、県営事業の繰越により翌年度に繰り越すものであります。

124ページ、7款1項2目商工振興費0001商工振興費一般の18節03中小企業振興資金保証料補給金は、マル五資金の貸し出し実績の増により60万5,000円を計上しております。同じく1項5目観光施設管理運営費0001赤倉山荘の10節06修繕料は、テレビアンテナ修繕に関する経費として24万1,000円を計上しております。

126ページ、同じく1項5目0002悠紀の国五城目の補正は、建物裏手のため池に8月の豪雨で流入した土砂を取り除く費用、シャワートイレ取り付け、洗面自動水栓取り替え工事、テーブル型冷蔵庫購入に関する経費44万円を計上しております。同じく1項5目0003五城館の補正は、建物にとって支障となっているケヤキ等の伐採処理に関する経費12万7,000円付計上しております。

128ページ、8款2項3目道路新設改良費0051地方道路整備事業（交付金）（繰越）7,921万7,000円の増額は、歳入でもご説明したように、五城目橋・樺太橋の補修工事進捗状況により、また、除雪ローダの納入が遅れていることにより翌年度に繰り越すものであります。

134ページ、9款1項1目消防署費0001消防活動費の10節01消耗品費は、新規採用職員の被服一式を購入するための経費として84万3,000円を計上しております。同じく1目0003施設管理費の10節01消耗品は、通信指令台の予備のハードディスクを購入するための経費として17万6,000円を計上しております。

ページ飛びますが、150ページお願いします。150ページ、11款1項2目林道施設災害復旧費0050現年災害復旧事業（繰越）1億6,138万4,000円の増額は、歳入でもご説明したように、8月豪雨災害で被害を受けた林道の災害復旧工事の進捗状況により翌年度へ繰り越すものであります。

154ページ、12款1項1目元金0001元金26万3,000円の増額は、利率変動型の起債の借換えにより、新たに償還計画が組まれたことなどに伴う補正であります。同じく2目利子0001利子179万4,000円の減額は、借り入れ実績に伴う補正であります。

156ページお願いします。13款2項1目財政調整基金費0001財政調整基金は、令和4年度中の定期預金等の運用益25万5,000円を積み立てる補正であります。財政調整基金の令和4年度末の現在高は、予算ベースで前年度末に比較すると3,083万8,000円増額して、12億582万円となる見込みであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。

教育委員会関係の補正につきましては、教育長がご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

40ページをお願いします。13款1項6目教育使用料1節社会教育使用料93万2,000円の減額補正は、山村開発センターの使用実績見込みによるものであります。同じく2節保健体育使用料169万1,000円の減額補正は、圏民体育館及び屋内温水プールの使用実績見込みによるものであります。

50ページをお願いします。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金03放課後児童健全育成事業費補助金27万円の減額補正は、実績見込みによるものであります。



52ページをお願いします。15款3項7目教育費委託金1節教育費委託金03教育留学推進事業委託金44万8,000円の減額補正は、コロナウイルス感染予防により教育留学の委託期間が短縮されたことによるものであります。

68ページをお願いします。20款6項5目納付金7節社会教育事業納付金375万9,000円の減額補正は、屋内温水プールで実施している水泳教室の指導料実績見込みによるものであります。同じく6目雑入1節雑入、生涯学習課分29万2,000円の減額補正は、施設に設置している自動販売機の電気使用料の実績見込みによるものであります。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

130ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費55万円の減額補正は、公園施設の光熱水費の実績見込みによるものであります。

138ページをお願いします。10款1項2目事務局費0005児童生徒学校生活サポート事業98万3,000円の減額補正は、会計年度任用職員報酬と職員手当等の実績見込みによるものであります。同じく0006都市交流事業、学校交流95万2,000円の減額補正は、コロナウイルス感染予防により事業が実施できなかったことによるものであります。

140ページをお願いします。10款1項3目教育助成費0005新型コロナウイルス感染症対策事業251万6,000円の減額補正は、学校給食費支援金の実績見込みによるものであります。同じく4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費77万9,000円の減額補正は、給料と帰国したALTの渡航費用等の旅費の実績によるものであります。

142ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般114万7,000円の減額補正は、実績見込みによる会計年度任用職員報酬及び校務支援システム導入見直しによるシステム使用料の減額と、価格高騰による光熱水費の増額が主なものであります。

144ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般253万8,000円の減額補正は、実績見込みによる会計年度任用職員報酬、契約差金による保守管理委託料及び校務支援システム導入見直しによるシステム使用料の減額と、価格高騰による光熱水費の増額が主なものであります。同じく2目中学校教育振興費0002要・準要保護生徒就学奨励事業85万4,000円の減額補正は、対象生徒数の

減によるものであります。

146ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0009教育留学事業44万8,000円の減額補正は、主に講師等謝礼金と教育留学事業補助金の減額によるものであります。同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター35万5,000円の減額補正は、実績見込みによる燃料費の減額と価格高騰による光熱水費の増額が主なものであります。同じく0014地域図書室40万円の減額補正は、会計年度任用職員報酬の実績見込みによるものであります。

148ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般69万8,000円の減額補正は、スポーツ推進委員報酬と委員旅費及び燃料費の実績見込みによるものであります。同じく2目学校給食費0001要・準要保護児童生徒給食奨励事業121万6,000円の減額補正は、対象児童生徒数の減によるものであります。0002学校給食管理運営費111万1,000円の減額補正は、会計年度任用職員報酬と燃料費の実績見込みによる減額と、給食室ガス給湯器の交換修繕による増額が主なものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0002屋内温水プールの90万円の減額補正は、燃料費の実績見込みによる減額と、価格高騰による光熱水費の増額によるものであります。

以上、3月補正予算の主なものについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第13号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第14号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第14号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の163ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入におきましては、国民健康保険税は調定実績により減額し、県支出金は実績見込みにより減額、前年度繰越金を全額予算計上しております。

歳出においては、総務費、保険給付費などの実績見込みにより、それぞれ計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ965万2,000円を減額し、補正後の予算総額を11億9,024万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。13番荒川議員

○13番（荒川正己君） 予算案そのものは当委員会ですけれども、ただ、歳入に関しては関係委員会が違いますので、保険税についてちょっと説明をお願いします。

今年度になってから、保険税の改定をしたわけですが、いろいろな不安要素があり、その時の説明もそうですし、コロナでの所得の減とか、いろいろありまして、で、今回もまた減額になってますけれども、実際の状態がその改定をしてから保険税の収入がどのような状態になっているのか、説明をお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。石井税務課長

○税務課長（石井政幸君） 荒川議員にお答えをさせていただきます。

本年度税率の改正によりまして、昨年度より調定額は800万ほど減額となりました。ただし、現状の2月末現在の収入の徴収率につきましては、昨年度に対しまして2%ほど増加しております。800万の調定額の減額に対しまして収入額は500万ほどの減というふうになってますので、調定額の減額よりは徴収率が上がって減収分をカバーしている状況になってます。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第14号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第15号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第15号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の211ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入においては、繰入金、繰越金、いずれも実績見込みによる補正であり、前年度繰越金は、全額予算計上しております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みを計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ183万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億4,721万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第15号の審査について

は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第16号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第16号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の223ページをお願いします。

本案は、本年度決算を見込んだ補正予算であります。

歳入においては、保険料をはじめ、いずれも実績見込みによる補正であり、前年度繰越金は、全額予算計上しております。

歳出においても、総務費、保険給付費、地域支援事業など実績見込みによる補正であります。

補正額は、保険事業勘定の歳入歳出からそれぞれ1,597万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億8,971万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ53万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を529万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第16号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第17号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第17号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の291ページをお願いします。

第2条収益的収支は精算見込みによる補正で、収入の第1款事業収益では、給水収益の減額などにより280万7,000円を減額補正、支出の第1款事業費では、減価償却費の減額などにより246万8,000円を減額補正としております。

第3条資本的支出は精算見込みによる補正で、収入の第1款資本的収入では、一般会計出資金の減額などにより282万1,000円を減額補正とし、支出の第1款資本的支出では、建設改良費の減額、災害復旧事業費の増額により146万円を減額補正としております。

294ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書、今回の補正により、上段にあります、「1 当年度純損失」は3,770万1,000円の損失となり、下段「VI 資金期末残高」は5億7,125万円となる見込みであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第17号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第18号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第18号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

予算書299ページをお願いします。

第2条収益的収支は精算見込みによる補正で、収入の第1款下水道事業収益では、営業外収益の増額などにより14万円を増額補正として、支出の第1款下水道事業費用では、営業費用・営業外費用の増額により59万3,000円を増額補正としております。

第3条資本的収支は精算見込みによる補正で、収入の第1款資本的収入では、企業債50万円を減額補正とし、支出の第1款資本的支出では、建設改良費45万6,000円を減額補正としております。

302ページお願いします。

キャッシュ・フロー計算書、今回の補正により、上段「1 当年度純利益」は222万6,000円の利益となり、下段「VI 資金期末残高」は7,120万7,000円となる見込みであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第18号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第19号、令和5年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第19号、令和5年度五城目町一般会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和5年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額それぞれ57億5,600円としております。前年度比1億9,900万円、率にして3.6%の増となっております。

主な事業としては、町長施政説明でありましたように、脱炭素化推進事業1,885万6,000円、備蓄倉庫建設事業5,990万6,000円、一般廃棄物埋立処分場整備事業、工事関係ですが、8,085万円、地方道路整備事業（交付金）1億9,878万7,000円、小型動力ポンプ積載車購入事業2,770万円、学校給食費無償化事業2,422万円、また、令和4年8月の豪雨災害による災害のうち、令和5年度事業として農地農業用施設過年災害復旧事業9,189万8,000円、林道施設過年災害復旧事業1億829万8,000円を計上しております。

主な歳入の前年度比較としては、9ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、総括（歳入）。

6款法人事業税交付金、法人住民税法人税割の減収分の補填措置となる法人事業税交付金の実績見込みとして、前年度比351万3,000円、率にして37%増の1,301万3,000円を計上しております。

7款地方消費税交付金、令和4年度の実績見込みにより、前年度比2,452万6,000円、率にして12.3%増の2億2,452万7,000円を計上。

10款地方交付税、地方財政計画地方交付税の交付見込みの増により、例年の本町の交付決定額を考慮し、前年度比6,844万5,000円、率にして2.5%増の27億9,484万2,000円を計上しております。

14款国庫支出金、過年災害復旧事業費負担金の皆増、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の皆増、消防防災施設整備費補助金の皆増、出産・子育て応援交付金の皆増、地方創生臨時交付金の皆減などにより、前年度比1億2,569万2,000円、率にして20.9%増の7億2,642万2,000円を計上しております。

18款繰入金、主に過年度災害復旧事業の財源確保として、財政調整基金繰入金や増加する見通しの公共施設改修費用の財源として、公共施設等総合管理基金繰入金、さらには学校給食費を実質無償化とする学校給食費無償化基金の繰入金などにより、前年度比8,586万5,000円、率にして197.4%増の1億2,937万1,000円を計上しております。

20款諸収入、商工中金への中小企業振興資金3,000万円の預託が不要になったことにより貸付金回収金の減などにより、前年度比2,869万円、率にして20.2%減の1億1,324万9,000円を計上しております。

21款町債、二酸化炭素排出抑制対策事業債、備蓄倉庫建設事業債、防災行政無線システム更新事業債、空家対策事業債、過年度災害復旧事業債及び火葬場整備事業債、資機材搬送車購入事業債により、前年度比7,700万円、率にして17.4%減の3億6,670万円を計上しております。

次に、歳出の前年度比較としては10ページ、歳出でございます。

2款総務費、脱炭素化推進事業、過年度生活支援臨時特別給付金等返還金、町議会議員一般選挙及び職員人件費の増などにより、前年度比7,380万3,000円、率にして11.4%増の7億2,261万4,000円を計上しております。



3 款民生費、備蓄倉庫建設事業や防災行政無線システムの更新事業費の増などにより、前年度比1億89万8,000円、率にして6.7%増の16億1,684万5,000円を計上しております。

4 款衛生費、令和3年度、令和4年度と継続事業で実施してきた火葬場整備事業の減などにより、前年度比1億4,482万4,000円、率にして21.3%減の5億3,474万2,000円を計上しております。

6 款農林水産業費、農地耕作条件改善事業などの皆増及び公有林整備事業、林道補修事業、高能率生産団地路網整備事業の減などにより、前年度比934万8,000円、率にして3%減の3億140万1,000円を計上しております。

7 款商工費、商工中金分の中小企業振興資金及び新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した中小企業事業継続支援金の皆減などにより、前年度比8,763万5,000円、率にして31.9%減の1億8,730万円を計上しております。

8 款土木費、地方道路整備事業、ウッドロード街灯LED化事業及び雀館運動公園緑地整備・樹木伐採事業の増などにより、前年度比8,532万2,000円、率にして16.7%増の5億9,506万円を計上。

9 款消防費、資機材搬送車購入事業の皆減などにより、前年度比251万5,000円、率にして0.8%減の3億741万7,000円を計上しております。

10 款教育費、地方創生臨時交付金を活用して実施していた大学生等ふるさとからのエール給付金事業の皆減や、学校給食費無償化事業への移行、広域体育館の防災盤改修工事等の皆減、町民センター防災盤改修工事等の増などにより、前年度比867万7,000円、率にして1.6%増の5億4,876万1,000円を計上しております。

11 款災害復旧費、今年8月の豪雨災害により過年度災害復旧事業の皆増により、前年度比2億88万1,000円、率にして315.4%増の2億6,456万5,000円を計上しております。

12 款公債費、現在の地方債残高と今年度の借入見込み額による償還計画により、還元金・利子ともに減少、前年度比2,375万6,000円、率にして4%減の5億7,616万4,000円を計上しております。

歳入の説明書類、それでは、主な歳入予算内容について、歳入からご説明を申し上げます。

12 ページをお願いします。1 款 1 項町民税、個人町民税は前年度所得の実績見込み

により、前年度比720万2,000円減の2億4,376万7,000円を計上しております。法人町民税は前年度の実績見込みにより、前年度比103万円増の2,431万2,000円を計上。

14ページお願いします。1款2項固定資産税、固定資産税は宅地の評価額下落などにより、前年度比、下段の計の欄になりますが、56万円減の3億6,592万円を計上しております。

16ページ、1款3項軽自動車税、軽自動車税は軽自動車登録台数の減少などにより、前年度比46万8,000円減の3,183万5,000円を計上しております。

18ページ、1款4項市町村たばこ税、市町村たばこ税は前年度の実績見込みにより、前年度比165万1,000円増の5,999万円を計上しております。

20ページ、1款5項入湯税、入湯税は1か月当たりの入湯客数を1,220人と見込み、前年度比89万1,000円増の219万7,000円を計上しております。

24ページ、2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、前年度の実績見込みにより、前年度比50万円減の1,450万円を計上しております。

26ページ、2項自動車重量譲与税は、前年度と同額の4,000万。

28ページ、3項森林環境譲与税は、前年度同額の3,918万6,000円をそれぞれ計上しております。

30ページ、3款1項利子割交付金、利子割交付金は前年度実績見込みにより、18万6,000円減の21万4,000円を計上しております。

32ページ、4款1項配当割交付金、配当割交付金は前年度実績見込みにより、95万7,000円増の225万7,000円を計上しております。

34ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金は前年度実績見込みにより、119万8,000円増の269万8,000円を計上。

36ページ、6款1項法人事業税交付金、法人事業税交付金は実績見込みにより、351万3,000円増の1,301万3,000円を計上しております。

38ページ、7款1項地方消費税交付金、地方消費税交付金は前年度実績見込みにより、2,452万7,000円増の2億2,452万7,000円を計上しております。

40ページ、8款1項環境性能割交付金、環境性能割交付金は前年度実績見込みにより、13万6,000円減の318万円を計上。

42ページ、9款1項地方特例交付金、地方特例交付金は実績見込みにより、50万

円減の 3 5 0 万円。

4 4 ページ、1 0 款 1 項地方交付税、総務省発出の地方財政対策情報と前年度の交付実績を基に、交付税全体としては前年度比 6, 8 4 4 万 5, 0 0 0 円増の 2 7 億 9, 4 8 4 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

4 6 ページをお願いします。1 1 款 1 項交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金は前年度実績見込みにより、2 0 万円減の 7 0 万円。

4 8 ページから 5 1 ページになりますが、1 2 款分担金及び負担金で、災害復旧費分担金、老人施設入所者負担金等を計上しております。

なお、災害復旧費分担金については、令和 4 年 8 月豪雨の過年度の災害復旧事業分も計上されております。

5 2 ページをお願いします。1 3 款 1 項使用料、下段、計の欄になりますが、前年度比 6 4 万 4, 0 0 0 円減の 3, 0 6 1 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

5 4 ページ、1 3 款 2 項手数料、手数料全体としては前年度比 9 9 万 5, 0 0 0 円減の 2, 5 9 4 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

5 6 ページから 6 1 ページまで 1 4 款国庫支出金でございますけれども、事業に対する国の負担金、補助金、委託金であり、国庫支出金全体で前年度比 1 億 2, 5 6 9 万 2, 0 0 0 円増の 7 億 2, 6 4 2 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

6 2 ページから 6 9 ページまでは 1 5 款県支出金で、事業に対する県の負担金、補助金、委託金であり、県支出金全体で前年度比 1 3 5 万円増の 4 億 1 4 9 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

7 0 ページから 7 3 ページまでは 1 6 款財産収入で、普通財産の貸付収入等で前年度比 1 7 3 万 9, 0 0 0 円減の 1, 0 2 4 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

7 4 ページ、1 7 款寄附金、令和 5 年度のふるさと納税の寄附額などを令和 4 年度実績により、前年度比 2 0 0 万円増の 3, 2 0 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

7 6 ページから 7 9 ページになりますが、1 8 款繰入金で、国民健康保険特別会計から繰入金、基金繰入金などで、前年度比 8, 5 8 6 万 5, 0 0 0 円増の 1 億 2, 9 3 7 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

8 0 ページ、1 9 款繰越金、前年度同額の 4, 0 0 0 万円を計上しております。

8 2 ページから 9 3 ページまでは 2 0 款諸収入で、諸収入全体で前年度比 2, 8 6 9 万円減の 1 億 1, 3 2 4 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

94ページ、21款町債、二酸化炭素排出抑制対策事業債710万円、備蓄倉庫建設事業債4,050万円、一般廃棄物埋立処分場整備事業債8,080万円、道路橋梁整備事業債8,300万円、小型動力ポンプ積載車購入事業債2,770万円、過年度災害復旧事業債3,620万円などを計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、歳出全般にわたり職員人件費につきましては個別の説明は省略させていただきます。

一般職の人件費につきましては、287ページ上段、「一般職総括」にありますとおり、総額で前年度比1,696万3,000円増の9億6,347万9,000円を計上しております。

歳出における新規事業など主なものについてご説明を申し上げます。

98ページをお願いします。2款1項1目一般管理費0004電算業務費では、窓口マイナンバー対応記帳台を設置する費用、管理サーバー更新、国のシステム標準化に伴う作業などについて、7,566万5,000円を計上しております。

104ページ、2款1項5目財産管理費0002庁舎管理費では、役場庁舎地下タンク廃止及び地上オイルタンク設置工事に要する経費として4,783万円を計上。

108ページ、2款1項6目企画費0003地域公共交通対策事業では、3路線にかかる乗合タクシー運行委託料など2,184万7,000円を計上しております。同じく0004地域おこし協力隊活動事業では、民間業者に地域おこし協力隊の募集を委託する経費として前年度同額の480万円。

110ページ、0006集落支援員活動事業では、今年度同様2名体制で馬場目地区または全町において町内会を中心とした取り組みが活性化するようにサポートするための経費として384万3,000円を計上。0007ふるさと納税事業では、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した支援事業を含み、寄附額を3,200万円と見込み、返礼品の業務処理等の経費など3,226万3,000円を計上しております。0008まち・ひと・しごと創生総合戦略事業は、今年度まで企画費一般の中に計上していた内容を別途新たに細目分けしたもので、地方創生総合戦略を推進するため関係人口の創出や人材育成、移住定住に対する経費として1,014万5,000円を計上しております。0009脱炭素化推進事業は、今年度から実施している環境審議会の開催に関する経費、脱炭素化事業として実現可能があるかを調査する経費として1,885万6,000円を計上しております。

116 ページ、2 款 1 項 1 目 諸費 0002 総務課関係では、18 節 02 補助金に湖東厚生病院運営費補助金として前年度と同額の 2,392 万 3,000 円を計上しております。また、22 節 30 過年度生活支援臨時特別給付金等返還金として 1,089 万 7,000 円を計上しております。

120 ページお願いします。2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 0001 戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの取得率を更なる向上に努めるため、窓口対応の職員 1 名を引き続き配置するための経費として 330 万 4,000 円を計上しております。

124 ページ、2 款 4 項 4 目 五城目町議会議員一般選挙費 0001 五城目町議会議員一般選挙費 0099 職員人件費は、令和 6 年 3 月末予定の五城目町議会議員選挙事務に要する経費として 2,165 万 3,000 円と、職員人件費 310 万円、合わせて 2,475 万 3,000 円を計上しております。

132 ページ、3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 0002 社会福祉費一般、健康福祉課分では、五城目町シルバー人材センターへの運営費補助金などの経費について 578 万 4,000 円を計上しております。

134 ページ、0005 社会福祉協議会事業費では、五城目町社会福祉協議会の運営補助金として前年度と同額の 2,324 万円を計上。0006 障害者自立支援事業では、第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児計画、障害者基本計画策定などの経費を含め、3 億 2,922 万 1,000 円を計上しております。

136 ページ、3 款 1 項 2 目 老人福祉費 0004 長寿祝金事業では、90 歳及び 100 歳の方のお祝いとして 314 万 8,000 円を計上。

138 ページ、0006 高齢者介護協力事業では、在宅での介護慰労金として 360 万円を計上。0011 介護資格取得支援事業では、新規事業で介護業務従事者の資格取得を促進するための補助金 98 万円を計上しております。3 款 1 項 3 目 医療給付費、下段になりますが、0001 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計関係の経費として 2 億 3,339 万 6,000 円を計上しております。

140 ページお願いします。0002 福祉医療費では、昨年度から対象を高校生まで範囲を拡大しておりました。9,731 万 8,000 円を計上しております。3 款 1 項 4 目 防犯防災対策費 0001 防犯防災対策費では、防災行政無線システム更新事業、備蓄倉庫建設事業、備蓄品購入などに関する経費を含め、前年度から 7,050 万 6,000 円増の 7,576 万 6,000 円を計上しております。

144 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 0001 児童福祉総務費一般では、子ども・子育て支援事業計画策定などにかかる経費として 476 万 8,000 円を計上。

146 ページ、3 款 2 項 2 目児童措置費 0002 児童手当支給費は、児童手当として前年度比 473 万 5,000 円減の 6,709 万円を計上。

156 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 0002 保健介護支援センター施設管理費では、ケアセンター 1 階事務室エアコン取替工事費を含め、前年度比 65 万 2,000 円増の 474 万 5,000 円。0003 母子保健事業では、誕生祝金の金額改定するに伴って 1 人当たり一律 10 万円を支給する経費、3 歳児健康診査の眼の屈折検査用機器の購入による経費など 1,226 万 2,000 円を計上しております。

158 ページ、0004 予防接種費では、接種対象のワクチン種目が増加したことにより 3,556 万 3,000 円を計上。0005 保健事業費では、健康ごじょうめ 21 計画最終評価及び次期計画策定にかかる経費、健康管理システム標準化に向けた経費、また、新たに後期高齢者の脳ドック補助金など、前年度比 517 万 1,000 円増の 4,590 万 7,000 円を計上しております。

162 ページ、0009 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業では、今後、国の施策でワクチンの追加接種が行われる場合、集団接種など迅速に対応するための接種等にかかる経費として 4,630 万 9,000 円を計上。0010 新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染拡大防止用消毒液等を庁舎等に備えるための経費について 180 万円を計上。0011 出産・子育て応援交付金事業は、今年度からスタートした国の妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援、経済的支援に伴う経費、また、来年度から行う県の「あきた出産おめでとう給付金」に伴う経費について 350 万円を計上。

164 ページ、4 款 1 項 2 目環境衛生費 0003 空家対策推進事業では、新たに昭和 56 年以前に建てられた耐震性に心配のある空き家の解体撤去に対する補助金など、前年度比 103 万 5,000 円増の 198 万 9,000 円を計上しております。

172 ページ、4 款 3 項 2 目塵芥処理費 0004 一般廃棄物埋立処分場管理運営費では、施設の長寿命化を図るため、改修計画に基づき改修する経費として 8,872 万 1,000 円を計上。

178 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費 0001 農業振興費一般では、来年度、潟上

市で開催予定の第146回秋田県種苗交換会への負担金などについて660万2,000円を計上しております。

180ページ、6款1項5目農地費0001農地費一般では、大川堤ノ内地区の農業用水路の改修について、町の負担金など前年度比243万6,000円増の339万3,000円を計上しております。0002農地集積加速化基盤整備事業は、高岳地区、高崎地区、館越地区のほ場整備にかかる県営事業負担金として、前年度比521万円増の1,571万7,000円を計上しております。0003ため池等整備事業は、頭首工整備として身ノ淵、山内、ため池整備として真崎堰地区にかかる県営事業負担金として1,392万6,000円を計上しております。

182ページ、0006農地耕作条件改善事業は、農地の畦畔除去等による区画拡大などに対しての補助金として381万4,000円。

182ページ、6款1項6目経営所得安定対策事業0002担い手・農地総合対策推進事業では、農地中間管理事業による集積・集約化活動に伴う協力金などについて208万4,000円を計上。

188ページ、6款2項2目林業振興費0005水と緑の森づくり税事業では、今年度に引き続き緩衝帯を設けるため、里山整備にかかる経費として465万円を計上。0006森林環境譲与税事業では、今年度9月補正で追加の五城目町再造林推進事業費補助金にかかる経費として3,199万1,000円を計上しております。

190ページ、6款2項3目町有林野管理費0002公有林整備事業では、今年度、千代田区との2050脱炭素社会に向けた連携協定にかかる森林整備事業で植樹を行った川堤町有林で下刈りを実施する経費及び岩見沢町有林の間伐にかかる経費として857万3,000円を計上。6款2項4目林道建設費0002林道補修事業では、森林環境譲与税基金を活用し、林道五秋線等の補修工事にかかる経費を含め、前年度比566万3,000円増の2,028万3,000円を計上しております。

196ページ、7款1項2目商工振興費です。0001商工振興費一般では、コロナ禍の中小企業の事業継続を支援する中小企業経営安定資金の償還に対し利子補給を含む経費について、また、令和5年度より商工中金への中小企業振興資金3,000万円の預託が不要になったことにより、前年度比2,278万1,000円減の6,197万8,000円を計上しております。

200ページをお願いします。7款1項4目市場施設費0001朝市推進費では、現

在個人から借用している国道沿いの朝市駐車場の用地の取得費を含めた経費として、前年度比185万1,000円増の476万1,000円を計上しております。

202ページ、7款1項5目観光施設管理運営費0002悠紀の国五城目では、厨房内にエアコンを設置する経費を含め977万1,000円を計上。0003五城館では、消防用設備改修工事を含んだ経費について1,868万4,000円を計上。0006五城目朝市ふれあい館では、外壁及び雨どい補修、照明LED化工事、空調設備更新工事を含め2,089万6,000円を計上しております。

208ページ、8款2項2目道路維持費0001道路補修事業は、道路の側溝、舗装等の補修に対する経費として1,792万3,000円を計上。

210ページ、8款2項3目道路新設改良費0001地方道路整備事業交付金は、1億9,878万7,000円を計上しております。主な事業としては、五城目橋の工事発注図書を作成委託料、寺庭橋工事発注図書作成委託料、橋梁点検12橋ですけれども、450万円、大川上瀉端線舗装、五城目外環状線舗装、五城目町橋橋梁補修、寺庭橋橋梁補修工事請負費を計画しております。

212ページ、0002単独道路整備事業は、3,004万9,000円を計上しております。主な事業としては、蓬内台中通線道路用地測量及び登記業務委託料で、それと四渡園線道路改良、工事関係です。小野台墓地線道路改良、田町裏通線、蓬内台山手線、岡本ニラ山線、工事関係ですけれども、それに町村産土線の舗装関係を計画してございます。

212ページ、8款2項4目街灯施設費0001街灯施設費は、通学路ともなっているウッドロードの街灯を年次計画でLED化する経費として3,901万円を計上しております。

214ページ、8款3項2目水防費0001水防事業は、災害救助用備品の購入として、排水ポンプ1台を購入する経費として148万5,000円を計上。

216ページ、8款4項2目街路事業費0001街路維持補修事業は、町内の街路樹を適切に管理するため住民アンケートなどを実施し、街路樹管理計画を策定するための経費などについて972万9,000円を計上。

222ページ、9款1項1目消防署費0001消防活動費では、消防団視察研修にかかる職員旅費、令和5年度にサポート終了となる自動心臓マッサージ器の更新にかかる経費、下山内地区消火栓修繕工事負担金、職員の大型自動車教習、無人航空機操縦訓練、



無線技士資格取得などの費用として1,758万1,000円を計上しております。

224ページをお願いします。9款1項2目消防団費0001消防団費では、消防団の視察研修費や小型動力ポンプ積載車の購入等により4,916万3,000円を計上しております。

ページ飛びますけれども、274ページをお願いします。274ページから277ページまで11款災害復旧費について、現年災害復旧事業については例年並みの計上ですが、過年災害復旧事業予算については、昨年8月の豪雨にかかる災害復旧箇所での国の予算の都合により令和5年度当初予算に計上するものです。過年災害復旧事業の内訳は、274ページ、11款1項1目農地・農業用施設災害復旧費0002過年災害復旧事業に9,189万8,000円を計上。同じく2目林道施設災害復旧費0002過年災害復旧事業に1億829万8,000円を計上しております。

278ページをお願いします。12款1項公債費、元金は前年度比2,089万4,000円減の5億5,565万2,000円、利子は前年度比286万2,000円減の2,051万2,000円を計上しております。

以上が一般会計歳入歳出の主な内容であります。

教育委員会関係の予算につきましては、教育長がご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計予算の主な内容についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

50ページをお願いします。12款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金02学童保育クラブ費147万円及び03学習支援クラブ費54万6,000円は、学童保育すずむしクラブ及び学習支援わかすぎクラブの利用料であります。

52ページをお願いします。13款1項6目教育使用料1節社会教育使用料108万4,000円及び2節保健体育使用料443万1,000円は、山村開発センターと杉沢交流センター友愛館、圏民体育館及び屋内温水プールの使用料であります。

58ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金34万7,000円及び2節社会教育費補助金376万9,000円は、要保護児童生徒医療費と特別支援児童生徒に対する学用品や給食費等に対する補助金及びすずむしク

ラブの運営費に対する交付金であります。

64ページをお願いします。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金03放課後児童健全育成事業費補助金376万9,000円は、すずむしクラブの運営費に対する県補助金であります。

66ページをお願いします。同じく6目教育費県補助金1節社会教育費補助金88万円は、学校支援活動、放課後子ども教室わらしべ塾の運営に対する県補助金であります。

68ページをお願いします。15款3項7目教育費委託金1節教育費委託金57万8,000円は、幼稚園や文化財の認可に対する交付金及び教育留学に対する委託金であります。

78ページをお願いします。18款2項13目学校給食費無償化基金繰入金1節学校給食費無償化基金繰入金2,421万8,000円は、学校給食費無償化事業に充てる基金繰入金であります。

88ページをお願いします。20款4項3目教育費貸付金元利収入1節育英資金回収金63万円は、育英資金の貸し付けにかかる回収金であります。

92ページをお願いします。20款6項5目納付金4節日本スポーツ振興センター保護者負担金16万円及び7節社会教育事業納付金666万円は、児童生徒のけがや事故に対する保険の保護者負担金及び温水プールで開催する各種水泳教室の指導料であります。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

218ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001公園管理費3,038万2,000円は、雀館運動公園の維持管理にかかる経常的経費が主なものでありますが、昨年度に引き続き樹木の伐採業務費として1,980万円を計上しております。

230ページをお願いします。10款1項1目教育委員会費0001教育委員会費一般113万9,000円は、教育委員会の運営にかかる経常的経費で、委員報酬が主なものであります。同じく2目事務局費0002事務局用事務費294万1,000円は、小・中学校の廃棄物処理及び負担金の経費が主なものであります。

232ページをお願いします。0003車輛管理費1,048万5,000円は、研修バスすずむし号の運行委託料が主なものであります。0004放課後児童健全育成事業1,277万8,000円は、学童保育すずむしクラブの運営にかかる経常的経費で、会計年度任用職員報酬と総合管理業務委託料が主なものであります。

234 ページをお願いします。0005 児童生徒学校生活サポート事業2, 070万7, 000円は、配慮の必要な児童生徒などに対し学校生活をサポートする経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。0007 放課後児童学習支援事業405万1, 000円は、わかすぎクラブの運営にかかる経常的経費で、会計年度任用職員報酬が主なものであります。

236 ページをお願いします。0009 学校教育活動推進事業232万8, 000円は、学校ICT支援員をはじめ、学校教育活動を推進するための会計年度任用職員の報酬が主なものであります。

238 ページをお願いします。同じく4目外国青年招致事業費0001 外国青年招致事業費441万円は、ALTの就業にかかる経費であります。

240 ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001 管理費一般4, 980万6, 000円は、小学校の管理運営にかかる経常的経費で、会計年度任用職員報酬、光熱水費、建物総合保守管理業務委託料が主なものであります。

242 ページをお願いします。同じく2目小学校教育振興費0001 教育振興一般2, 495万1, 000円は、小学校の教育振興にかかる経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。0003 コンピュータ導入事業1, 149万7, 000円は、小学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、パソコンのリース料、システム機器借上げ料、教育用備品購入費が主なものであります。

244 ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001 管理費一般3, 961万9, 000円は、中学校の管理運営にかかる経常的経費で、会計年度任用職員報酬及び光熱水費、建物総合保守管理業務委託料が主なものであります。

246 ページをお願いします。同じく2目中学校教育振興費0001 教育振興一般1, 075万7, 000円は、中学校の教育振興にかかる経常的経費で、スクールバス等の運行委託料が主なものであります。0003 コンピュータ導入事業858万2, 000円は、中学校の情報教育を充実させるための経常的経費で、パソコンのリース料、フィルタリングソフトのライセンス使用料が主なものであります。

248 ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0001 総務費一般426万4, 000円は、社会教育全般にかかる経常的経費及び各種団体への補助金が主なものであります。

250 ページをお願いします。0003 二十歳のつどい40万6, 000円は、二十

歳のつどい開催にかかる経費が主なものであります。0006放課後子ども教室推進事業118万4,000円は、わらしべ塾開催にかかる経費で、7節報償費99万4,000円が主なものであります。

252ページをお願いします。0009教育留学事業60万7,000円は、県外の小・中学生を対象に地域の特性を生かした五城目型教育留学へかかる経費で、コーディネーターへの謝礼金、Webコンテンツ更新業務委託料、補助金が主なものであります。このたび新たに学校給食費補助金の予算を計上しております。

254ページをお願いします。同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター4,655万4,000円は、会計年度任用職員の報酬や光熱水費、保守管理委託料など施設管理にかかる経常的経費であります。

256ページをお願いします。0003馬川地区公民館から258ページの0008総合生きがいセンターまでは、各地区公民館の施設管理運営委託料及び活動費補助金が主なものであります。

258ページをお願いします。0010文化の館376万1,000円は、文化の館の運営にかかる経常的経費が主なものであります。

260ページをお願いします。0011花いっぱい推進事業149万4,000円は、町の花いっぱい運動の推進にかかる経費が主なものであります。0012杉沢交流センター友愛館687万2,000円は、会計年度任用職員の報酬と施設管理運営にかかる経常的経費が主なものであります。

262ページをお願いします。0014地域図書室611万2,000円は、会計年度任用職員の報酬や図書購入費などが主なものであります。

266ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般417万8,000円は、スポーツ推進委員活動にかかる経費や各種大会への補助金が主なものです。18節負担金補助及び交付金05地域スポーツクラブ活動費補助金10万9,000円は、中学校の土日の部活動を教育委員会が委嘱した外部コーチに指導を任せることに伴い、学校管理下以外での部活動の保険料を補助するものであります。

268ページをお願いします。同じく2目学校給食費0001要・準要保護児童生徒給食奨励事業250万2,000円は、要・準要保護児童生徒の学校給食費を扶助するための経常的経費であります。0002学校給食管理運営費2,329万円は、小・中

学校の給食管理運営にかかる経常的経費で、会計年度任用職員報酬と消耗品費及び燃料費が主なものであります。

270ページをお願いします。0003学校給食費無償化事業2,422万円は、学校給食費無償化に要する補助金であります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館1,070万4,000円は、光熱水費や保守管理委託料など施設管理にかかる経費が主なものであります。0002屋内温水プール4,602万3,000円は、燃料費や光熱水費などの施設管理にかかる経費と、プールの運営等業務委託にかかる経費が主なものであります。

以上、教育委員会関係の予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第19号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第20号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第20号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書293ページをお願いします。

令和5年度国民健康保険特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ12億266万5,000円としております。前年度比4,292万9,000円、率にして3.7%の増となっております。

主な予算内容について申し上げます。

はじめに、歳入については総括表を基にご説明を申し上げます。

297ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括（歳入）。

1 款国民健康保険税は、現行の料率を基に積算した結果、前年度比1 8 1 万 3, 0 0 0 円減の1 億 3, 7 7 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

4 款県支出金は、給付費等に見合った県の負担額を見込み、前年度比2, 9 1 9 万 2, 0 0 0 円増の9 億 4, 3 1 4 万円を計上しております。

6 款繰入金は、一般会計及び国保財政調整基金からの繰入金を見込み、前年度比1, 5 5 6 万 5, 0 0 0 円増の1 億 2, 1 6 6 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。

3 3 2 ページをお願いします。2 款 1 項療養諸費、過去の医療費や被保険者数を基に推計し、全体では、下段の計の欄になりますが、前年度比3, 5 9 1 万円増の7 億 8, 2 9 9 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 3 4 ページ、2 款 2 項高額療養費は、前年度比6 0 9 万円増の1 億 3, 2 4 4 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

3 4 4 ページ、3 款 1 項医療給付費は、前年度比4 6 3 万 9, 0 0 0 円減の1 億 8, 5 7 6 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 4 6 ページ、3 款 2 項後期高齢者支援金等分は、前年度比2 1 0 万 3, 0 0 0 円増の5, 6 4 4 万 5, 0 0 0 円を計上。

3 4 8 ページ、3 款 3 項介護納付金分は、前年度比2 9 5 万 8, 0 0 0 円増の1, 6 3 8 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 5 2 ページをお願いします。5 款 1 項保健事業費は、第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健診実施計画策定の経費を含み、前年度比1 3 4 万 1, 0 0 0 円増の8 2 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第21号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第21号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の365ページをお開きください。

令和5年度後期高齢者医療特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ1億4,689万9,000円としております。前年度比215万3,000円、率にして1.4%の減となっております。

はじめに、歳入については、総括表を基にご説明を申し上げます。

369ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括（歳入）。

1款保険料は、現行の料率を基に積算した結果、前年度比191万6,000円減の9,403万1,000円を計上しております。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金を見込み、前年度比23万7,000円減の5,238万1,000円を計上しております。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。

392ページお願いします。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比212万9,000円減の1億4,553万9,000円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第21号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第22号、令和5年度五城目町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第22号、令和5年度五城目町介護保険特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の401ページをお願いします。

令和5年度介護保険特別会計の当初予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額をそれぞれ19億2,795万5,000円としております。前年度比254万4,000円、率にして0.1%の減となっております。

介護サービス事業勘定の歳入歳出総額は、それぞれ548万4,000円としております。前年度比72万5,000円、率にして15.2%の増となっております。

主な予算の内容について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、総括表を基に説明を申し上げます。

409ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括（歳入）。

歳入の主な内容として、低所得者の保険料軽減強化により、1款保険料は、現行の料率を基に積算した結果、前年度比540万3,000円減の3億4,019万4,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金などで、前年度比378万円増の5億325万4,000円を計上しております。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業交付金などで、前年度比30万3,000円減の5億773万2,000円を計上しております。

5款県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金などで、前年度比120万4,000円減の2億7,871万1,000円を計上しております。

8款繰入金は、一般会計繰入金などで、前年度比58万6,000円増の2億9,804万3,000円を計上しております。

続いて、歳出も総括表を基に説明を申し上げます。

410ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括（歳出）。

1款総務費は、第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定に関する経費を含む、前年度比74万3,000円減の2,095万2,000円を計上しております。

2款保険給付費は、前年度実績を基に算出、全体で前年度比322万円減の18億5,441万3,000円を計上しております。



4款基金積立金は、存置計上としております。

5款地域支援事業は、要支援者に対する介護予防・生活支援サービス事業費の増などにより、全体で前年度比141万9,000円増の5,117万8,000円を計上しております。

次に、サービス事業勘定についてであります。歳入につきましては、502ページ、1款1項予防給付費収入は、介護予防サービス計画費収入など前年度比72万5,000円増の548万1,000円を計上しております。

歳出につきましては、510ページ、1款1項繰出金は、保険事業勘定繰出金として前年度比72万5,000円増の548万4,000円を計上しております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第22号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第23号、令和5年度五城目町障害認定事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第23号、令和5年度五城目町障害認定事業特別会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

予算書は513ページになります。

令和5年度障害認定事業特別会計の当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ372万9,000円としております。前年度比5万7,000円、率にして1.6%の増となっております。

主な予算内容について申し上げます。

歳入につきましては、520ページ、1款1項1目障害認定事業負担金は、本町を除

き構成する3町村、八郎潟、井川、大潟村からの負担金として202万9,000円を計上しております。

522ページ、2款1項1目一般会計繰入金は、本町の負担分として127万7,000円を計上。

歳出につきましては、530ページお願いします。1款1項1目一般管理費0001一般管理費は、事務費として231万9,000円を計上しております。

532ページ、2款1項1目認定審査会費0001認定審査会運営費は、委員報酬など138万円を計上しております。

以上が障害認定事業特別会計歳入歳出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第23号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第24号、令和5年度五城目町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第24号、令和5年度五城目町水道事業会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

537ページ、第3条収益的収入及び支出、収入「第1款事業収益」に2億1,074万1,000円、支出「第1款事業費用」に2億5,147万9,000円を計上しております。

538ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出、収入「第1款資本的収入」に4,040万3,000円、支出「第1款資本的支出」に1億2,551万円を計上し、収支不足額8,510万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

主な事業について申し上げます。

541 ページ、下の表の資本的支出、1 款 1 項 1 目配水施設改良費に浄水場の設備更新費用として1,540万1,000円を計上しております。

542 ページ、キャッシュ・フロー計算書、上段「1 当年度純損失」は4,534万9,000円の損失となり、下段「VI 資金期末残高」は5億2,747万円となる見込みであります。

以上が水道事業会計収入支出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第24号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第25号、令和5年度五城目町下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第25号、令和5年度五城目町下水道事業会計予算、提案理由をご説明申し上げます。

557 ページ、第3条収益的収入及び支出、収入「第1款事業収益」に2億9,037万円、支出「第1款事業費用」に2億8,870万3,000円を計上しております。

558 ページ、第4条資本的収入及び支出、収入「第1款資本的収入」に9,857万3,000円、支出「第1款資本的支出」に2億1,500万5,000円を計上し、収支不足額1億1,643万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

主な事業について申し上げます。

561 ページ、下の表の資本的支出、1 款 1 項 1 目管渠建設改良費に公共污水枘設置3件分の費用として165万円を計上しております。

562 ページ、キャッシュ・フロー計算書、上段「1 当年度純利益」は212万4,000円の利益となり、下段「VI 資金期末残高」は7,424万7,000円となる

見込みであります。

以上が下水道事業会計収入支出の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第25号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。大変ご苦勞様でした。

---

午後 2時45分 散会